

県民生活審議会  
第2回 参画・協働推進専門委員会議事録

・ 日時 平成17年10月25日(火) 13:00～15:00

・ 場所 兵庫県公館 第2会議室

・ 出席者 委員：鳥越会長、小西委員長、山下副委員長、  
牛建委員、北野委員、中瀬委員、野崎委員、速水委員、森委員  
(書面参加を含む)

県：辻井県民政策部長、木村地域協働局長、藤原参画協働課長、  
沖本参画協働室長

・ 議事

- ・ 参画・協働推進専門委員会の運営について
- ・ 「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく施策の効果の検証  
(中間とりまとめ素案)について

・ 内容

1. 開会

(事務局)

開会にあたりまして、県民政策部長より一言ご挨拶申し上げます。

(部長)

委員長をはじめ、専門委員会の皆様には、大変お忙しい中をご出席賜りまして心よりお礼申し上げます。

今回の委員会では、今年度、進めて参りました参画と協働の施策の検証につきまして、中間まとめ案をご審議いただき、新たな課題等を踏まえ、今後の新たな展開を目指した取り組み、具体的には指針・計画の改定などに生かしていきたいと思っております。

この3年、施策では例えば、地域団体活動パワーアップ事業として、3年間にわたり毎年500件程度を支援して参りました。その結果、グループそのものの活動が活性化するとともに、市町等におきましても、ミニパワーアップ事業的なものもやっていただいているところも出て参りました。また、地域協働事業として取り組んだ、防犯まちづくりにおきましても、防犯グループが世帯単位でカバー率45%ぐらいまでできております。まだまだ地域力、家庭力、地域の子育て応援といったことで、多くの課題はございますが、地域力アップなり、地域協働事業の重要性が、皆様方のおかげで再認識され、また成果としても徐々にではありますが、現れてきているのかなというように思っております。

本日、検証の作業状況につきまして報告申し上げますので、課題等への対応を中心に、皆様方の適切なご意見等、ご指導を賜りまして、新たな展開に向けたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

(事務局)

・ 資料確認

それでは、ここからの進行は委員長によるしくお願いいたします。

## 2. 議事

(委員長)

それではいつもと同じように、皆様のご協力によって運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、参画と協働に関する施策・事業の評価や県民意識・実態調査等を踏まえてとりまとめた『「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく施策の効果の検証(中間まとめ素案)』についての議論を中心にお願ひしたいと思ひます。

早速ですが、事務局から説明をお願ひします。

(事務局)

- ・ 資料1、2を使って説明

(委員長)

それでは、事務局からの説明に対しまして、ご質問も含めて、どなたからでも結構ですので、ご自由にご発言していただきたくと思ひます。時間の関係もありますので、発言は簡潔にお願ひしたいと思ひます。

最後の説明にありましたが、毎年行っている年次報告と検証とは、どのような関係になっているのかだけ、スケジュールも含めてとりあえずお願ひします。

(事務局)

その説明は抜けておりました。今年は3年目の検証に取り組んでいますので、まずはこの検証をさばいた後で、年次報告を発表したいと思ひています。だいたい素案的なものは出来ておりますけれども、12月頃に検証の最終報告をまとめるとともに、併せて年次報告についても発表していきたいと思ひています。

(A委員)

まず、資料2のP33にあります「県政が身近になるために必要なこと」についてですが、市町と県の連携が、一般県民37.5%、活動県民43.8%とあります。実際現場の人間として、県の根幹的な方策・方針が、市町の方に、徹底していないということが随分ありました。ちょうどこのようなデータが出て、事実なんだろうと思ひ、実感として分かりました。

それから、自治会と地縁団体とNPOとの連携についてですが、表現はいいんですけども、現実には難しい課題も多い。実は私も7月から自治会の仕事を頼まれたんですけども、地域の事業をするときにあたって、田舎のことですから3世代交流という事業を取り上げたわけなんです。今までの自治会の行事は、自治会や老人会のような、地域の中の、地域の施設で、地域の中の人間に限定するという事なんです。今年、私のNPOは、国レベルの補助金をいただいているんですが、それはあくまでも地域にこだわらない。行事を行うときも、自分のNPOの施設でやりたい。そうでなければマッチングはできないのです。

もう一つ企業については、盛んに2007年問題が言われておりますが、以前、地域通貨、エコマネーに取り組んだ時に感じたんですが、企業が地域活動に参加した時、ボランティア休暇なども含めまして優遇制度などを整え、企業がもっと参加していただけるような行政の指導のようなものがあればいいと思ひます。今年、JCで、アワードが姫路でありました。9月30日・10月1日にドリーム賞をいただいたんですが、企業もどんどん地域活動に参加していただけるような体制づくりはやはり行政の責任ではないかと思ひます。

( B 委員 )

前回、せっかくの検証なので、個別の細かい検証よりは、できたばかりの条例がどういう方向を向いているのかというベクトルの話をしたと思うんですけども、検証結果を見ると、地域のことばかりなんですよね。これは市町がやる参画と協働ではなくて、県がやる参画と協働だということを留意しなければいけません。

県民がやる社会活動というのは大きく分けると、一つは、まちづくりだとか、地域経営シンポみたいな地域に根ざして地域を対象にした活動です。二つ目は、必ずしも地域に根ざしていないけれども、活動エリアはパワーの問題もあってそう広域的にできない、地域に限定される活動があります。もう一つは、まったく地域に根ざさない、地域を越えてやる活動もあるわけです。参画と協働の中にはこの全部が入っていないといけないと思います。中間まとめでは、ほとんどが地域活動に限定されているような印象を受けました。

先ほど、企業がなかなか参加しにくいという話がありましたが、企業は特定の地域の活動には参加しにくいですよね。広域の活動であれば、どこかに接点があるかもしれません。

それから、2007年問題で、これからの団塊のシニア世代が退職し、社会活動に参加していきたいという場合には、地域活動しかない、団塊のシニアはなかなか入っていきにくいわけです。ところが、地域に根ざさないもう少し広域の、テーマ的なメニューがたくさんあって、自分のやりたいことを見つけてやるというような門戸があれば、団塊シニアもずっと社会活動に入りやすくなります。ですから、そういう方向性を入れていくべきではないかという気がします。

神戸地区の地域ビジョンでもそんな話をしている、神戸では、地域に根ざす活動と必ずしも根ざさない活動との2本立てにしようじゃないかという話をしているんです。そういう2つのチャンネルがあって、重層的な関係をつくっていくというようにすれば、なかなかすぐに地域に入っていくシニアの人でも、自分の得意な分野を見つけられれば、回りまわって地域に貢献するということもあるのではないかという気がします。

( A 委員 )

地域に根ざさないという活動というのは、どんな活動でしょうか。

( B 委員 )

芸術文化とか、国際交流、それから人権啓発もあります。NPOの17分類の中でも地域に根ざさない活動はかなりあります。

( C 委員 )

さきほどB委員がおっしゃったお話に、決して反対するわけではないんですけども、私も35年間、地域から県レベルまで、また教育から福祉、環境の分間まで全部取り組んできた経験からいうと、さっきおっしゃったことに該当するのは、こころ豊かな500人委員会があります。

もともと大きな目的をもって、500人委員会がつくられましたが、その後、やはり地域に密着しないと、全然働いてないんですよ。だから500人委員会で勉強した人が地域の自治会長になったり、結局、根ざす所は地域なんです。反論するわけではないのですが、今のところは、地域に根ざさないという理念が生かされないという現実を見て参りましたので、意見を申し上げます。

( B 委員 )

両方いるという話ですよ。

( C 委員 )

そうです。

( 委員長 )

お気づきであろうかと思いますが、目次を見ていただきましたら、目次の「 検証結果に基づく対応方法」とあります。本来は何を検証するかと言いますと、条例自体を検証しなければいけない。条例を続けるのか続けられないのか、続けるとすればこのままでいいのか、修正する必要があるのか、ということなんです。本日は、そこにいく前の段階として、運用についてこういった課題があります、というあたりが出てきているわけですよ。

参画協働課長とお話をした時に、一番最初に を持ってきて主文をさきを書くように言いました。運用についての課題をまとめて、最終的にはどうするのが重要です。課題を踏まえて条例を修正しましょうとするのか、まず続けて課題に対応していきましょうとするのかはまだよく分かりません。また、検証が3年では短すぎますよとか、また年次報告があるので、年次報告と検証とを共用するというような形がいいのではないかという気が多少しています。

そのあたりも踏まえて、個別課題については、たくさんありますので、後でお気づきのところは、また教えていただくとして、検証の方法というか、検証のスタイルというか、あるいは領域というあたりについてもご意見をいただきたいと思います。

( D 委員 )

その前に質問があります。資料 7-1 にあります県職員の意識・実態調査の結果概要についてですが、参画と協働を推進していく行政側として、この数字というのは、どのような評価をされているんですか。

( 事務局 )

特に、条例を知っていますかという質問については、まったく知らないというのが、1割いるわけです。常々、参画と協働は県の基本姿勢ですと言われていて、あらゆるところでそういう文言を目にしながら、1割の方が知らないということは、職員に対してもっとPRというか、浸透するように何かしなければいけないと思っています。

( C 委員 )

職員の勉強会をしなければいけません。

( D 委員 )

条例の検証という部分で、例えば、県民がよく知っていて県の職員が知らないということもあって、適切な受け止め方ができていないということがあるわけですよ。そうすると、基本的には廃止するかどうかということではなく、もう少しこの条例を推進しながら、3年という短い期間ではなく、もう少しゆったりと見ていく必要があると思います。

県の職員が忙しいのはよく分かっているんですけど、研修所の研修というのは無理なので、例えば係会議、課内会議だとかで、参画と協働をしっかりと浸透させた上で、施策の展

開に取り組んでいかなければ、検証のようなことばかりしていても、なかなか進まないのではないかと思います。

（事務局）

ご指摘のとおりです。この数字は、普段、施策の立案とか事業の推進にあたっていない職員も入っているため、低めの数字が出たかもしれません。これまでも、指針・計画の携帯サイズのリーフレットをつくったりもしましたが、啓発が十分でないと感じています。

そのへんも含めて、来年度、キャラバン事業や職場のリーダーを通じた研修など、さまざまな機会をとらえて普及していかなければならないと考えています。

（部長）

さきほど、条例そのものをどうするのかという議論がありましたが、この条例は時限立法ではないし、条例の附則にも、条例の検証をするというのではなく、条例に基づく施策の効果の検証をして必要な措置を講ずるとあります。検証を踏まえて、新たな展開を図るということです。つまり、より効果的な施策展開を図るための検証だと考えています。

（委員長）

結果的にそうなるかもしれませんが、とりあえずは、条例の見直しも含めて検証するというスタンスがいいのではないかなと思うんですが。

（会長）

この条例は難産した条例です。悪い言い方もできるわけですが、よい言い方をすれば、時代より先に行っていた。このため、とりあえず、一つの方向性を出して条例を作ったが、今後、よく検討して変えていきたいというニュアンスが成立時にあったんです。

ところが、条例というのは法律ですから、できてしまえば、それも時限立法ではないわけですから、部長のおっしゃるとおりですが、今までの経緯が、皆さんに記憶の中にあるかと思っています。

（委員長）

この条例自体は、「成長する条例」であるといってきました。状況に応じて積極的に変わっていくもので、とりあえずこれで出発しましょうということだったんです。そのような意図を、やはり皆さんに周知しなければいけません。だから無難に続けていきましょうというのではなくて、やって効果があるから続けていきましょう。必要なところは、不備なところがあたら少し変えましょう。あるいは、運用については、このあたりがまずかったから少し変えましょう。変えたらもっと効果的になるのではないですか。最終的にはそういう流れだと思います。

（C委員）

昨年は兵庫県で開催させていただいた婦人会の全国大会が、今月 12・13 日に石川県であり、出席してきました。分科会では、少子化とか男女共同参画とか、少し遅れたようなタイトルばかりで、参画と協働というタイトルはありませんでした。しかし、皆さん参画と協働とは言いませんが、行政と地域が連携をとってとか、表現の方法は違いますが、それぞれの県が言っていました。

私は司会をしておりまして、自分のところの自慢をするみたいで言いませんでしたが、参画と協働のうねりはあっても、兵庫県のように、条例としてきちっとした形があるのはたぶん少ないのではないかと思います。団体のトップばかり 1,600 人が集まったんですが、そういう人たちが知らなかったんです。みんな具体的な活動には取り組んでおられるでしょうけれども、自身は把握していないと感じました。きっちりと認識しているのは、兵庫県だけでした。

（会長）

難しいことを言うんですけれども、参画と協働というのは、C委員がおっしゃったことも関係してくるのですが、全国的な流れになっていて普通のことなんです。全国的に参画と協働というのは、大きな流れになってきて、取り組みが進んでいるのは、言ってみれば日経平均が上がっているみたいなものです。年次報告はすごくいいものを出しているし、それをみても効果があるとは思いますが、ここで効果があったといっているのは、日経平均が上がって効果があったというのか、我が社が努力して成長して上がったのか分からないのです。日経平均が上がったからといって喜んでいてはしょうがないわけで、つまり検証にならないですね。日経平均の上昇か我が社の努力か、どちらなのかというところはどこか欲しいんです。アンケートからは出せないですね、もうやってしまっていますし、どうしたらいいでしょうかね。

（委員長）

難しいですね。おっしゃっていることはよく分かります。我々としても、アンケートの時に、そういう意味からも条例の前後でどう変わったかを入れたつもりなんです。

（会長）

私もこれでいいなと思ったんですが、こうして報告になったものを見て、考えてみて思いました。今からですと、例えば、個別の聞き取りの中で、あるいは自由意見の中でというのはいかがでしょうか。

（部長）

旧総理府関係の調査で、会長がおっしゃったような、生活みたいな部分の項目があったと思います。もしかしたら全国調査の中に、使えるところがあるかも分かりません。

（委員長）

昨年の国民生活白書は、こういうものがテーマだったんです。そのあたりにあったのかなと思います。

（会長）

難しいことは分かっているが、全国的な経年変化を意識しておいてもらって、出せなかったら出せないで構いません。ただ条例の効果をしりたいものですから申し上げました。

( E 委員 )

私自身は、条例が無くなっても別にどうってことはないと思っています。と言いますのは、県職員の意識調査にも出ているところですが、参画と協働の条例は難産の末できたものですから、その結果、財政的な裏付けがないのです。大きな2つの柱を立てるという理念に関する条例ですから、無くなっても、兵庫県の行政、兵庫県という地域が変わっていくこともないという気がしていますし、逆に条例があるからということでもないのだろうと思っています。

理念的な条例だから、理念がどこまで実現したかみたいな形の評価というのは、まずできないだろうと思います。結局、今行われている検証は、条例そのものではなくて、条例に基づく指針・計画の評価しかできないだろうと思っていますし、私は、それはそれで構わないと思っています。したがって、先ほどから議論になっている条例自体を正面から取り上げるというのは、難しいのではないのでしょうか。大きな二つの理念を示すような条例に基づいて、着実に進んでいますぐらいしか言えないのではないかとと思っています。

むしろ条例の見直しの話よりは、検証を踏まえて、指針と計画をどう作り直すかを考えておいた方がいいかと思っています。県行政の参画のところについては、県民アンケート調査でかなりシビアな結果が出ているし、県職員の方でもかなり厳しい結果が出ているので、そのあたりの部分で、どう計画をつくり直すのかが問題です。

参画協働課だけが頑張っている、県行政の方は動いていないという気がします。各部に、参画と協働の手法を用いた政策展開をやらしてもらわないといけないのに、県職員のアンケートを見ても、30%ぐらいがうっとおしいな、手間がかかるなど思っていると出ています。そういう現状の中で計画をつくっても、もちろん県の計画なんだけれども、各担当課が進めている施策のところ、計画が切り込めていないという問題がずっと残っているのではないのでしょうか。

そういう意味で、私自身は、検証としては大体こんなものだろうと思っています。理念的な内容の条例自体を見直すというのは無理です。理念は理念で大きく掲げておいて、それを目指していろいろな取り組みが進んでいます。さらに進めるために指針と計画を、検証結果を踏まえて、もう少し改定していきましようというあたりが落としどころと思っています。

( C 委員 )

条例と名前が付いた以上、ひとつの法律、憲法みたいなもので、3年や4年でころころ変えるべきではないと思います。一番変わらなければならない県の職員の理解度がなかったから、条例をどうするというように考えるべきものではありません。やっぱり県の職員が知らないといけないと思います。しかし、どれだけ知っていればいいのかという基準は難しいのではないかとと思います。

私がお付き合いしている地域のおばさんたちは、難しいことは分かりませんが、地域の活動を手伝ってねと言うと、「参画と協働やもんなあ」と言ってくれます。その言葉を認識されただけでも大きな成果だと思っています。

細かいところはこれからだと思っています。たぶん、参画と協働という言葉知らない県職員はないと思います。細かいところは認識していないという意味において、こういうような数値が出てきたのではないかとと思います。やらなければならない目的が分からない人はいないと思います。E委員がおっしゃったように、理念をまとめた参画と協働条例は、そんなにころころと変えるべきではないと思います。

( A 委員 )

今までの議論にあった条例の効果度といったことについてですが、姫路市のNPO連絡協議会での勉強会では、地域づくり活動の現状はどういう状況になっているのかまず押さえて、それによってどのような問題点、課題があるのか、そして県があるいは市町が、事業についてどういうふうに支援、指導していくのかを検討する必要があるといった話になりました。それとあわせて、県と市町のやり方が、我々の地域活動にどのように役立っているのかという確認、それを踏まえて、これから県や市町がこういう事業をしようじゃないかということが、検証であり、条例の効果であるという話になりました。

( F 委員 )

検証の中にたくさん事例があちこちに散らばっているんですが、これが成果、効果だと思えます。県の職員全員がではなくて、担当した職員が、すごく参画と協働を意識して事業を推し進めてきたわけですから、そこで生まれたものがこれだけありますという事例を出していけばよいと思えます。県の職員がどのように対応して、いっしょにつくってきたのかという事例がいくつかあったら、全体として成果が上がっていると言えるのではないのでしょうか。

結局、数値では無理なので、聞き取りも含めて、事例をどれだけリアルに出していくのが重要だと思います。担当職員も、特に参画協働課も変わられたと思いますし、そのあたりを分析して、引き出してもらえたらと思います。

( 委員長 )

参画協働課の人たちは変わられていますよね。参画協働課から配置転換して、よそに行った時に続くかどうかというのが問題ですね。

E委員がおっしゃることは分かりますが、ただ条例をつくるにあたっては、そういったことも踏まえての妥協の産物なんです。少しは具体的なところもあるのですが、これは理念的な条例だから、検証できないとは言えないんです。

最初から検証すると言っているんで、なにかの形で検証しなければいけないという気はしています。数値的に、量的にこうであると言えなければ、こういうような効果が伺えるとか、文章で書かなければいけない。これは約束ですから、できるところはどこかが問題ですが、やっていかなければいけないのです。

具体的には、各県民局のビジョン委員会とかの動きも踏まえて、指針や計画をどうつくるのか。それと運用の仕方をどう変えるかというあたりで、対応せざるを得ないのかなと思います。

( E 委員 )

条例を本気で見直すのであれば、見直す余地はいっぱいあると思います。今の参画・協働条例は、いわば推進していくエンジンの部分が弱いわけですから、そういう部分を入れていくというのはいくらでもあり得ると思います。

あまりそのあたりに触れるよりは、むしろ実質的に意義があるのは、指針と計画に反映させていけるようなところを引っ張り出すのがいいと思います。委員長がおっしゃったように、ペーパーをどういうふうにまとめるのかという問題は、別にあると思います。

(会長)

委員長がおっしゃったように、見直してこうしたらよいと言う前に、まず検証する必要があると思います。検証したが、充分、結果が得られなかったという言い方でもいいと思います。

現在、明らかに県下で参画と協働の動きは大きく見えている。ただし、条例の効果が速やかに出てきたかどうかは、十分な検証はできないものの、全体的にはそのような効果があったとか、という言い方でいいと思います。全体の数値は出ていますし、県職員の対応はこうであったと、課題は出てきますよね。しっかりとした年次報告を出していますから、それがないと年次報告との差がはっきりしないのです。

(D委員)

県民の意識の調査の中で、ブロックごとのデータというのは出るんでしょうか。県民アンケートの方は出ますよね。団体の方はどうですか。

(事務局)

県民アンケートは出ます。団体のアンケートも、コラボネットの登録団体が中心になっていますから、分析はできると思います。地域団体の方も、回答の中に属性を書いていたいておりますので、決してできないことはないと思います。

(D委員)

検証する場合に、やはり参画と協働という考え方を新鮮な形で受け止めて、いろんな事業を展開したところと、例えば郡部へ行くと、参画と協働と言わなくても一面あたりまえなことですよね。そこでどういう受け止め方をされて、どうだったかということは大事なことだと思います。できたら地域差を分析できるデータがあればと思ったのです。

(会長)

そうですね。参画と協働は市町と非常に絡んでいますよね。元気な市町は進んでいるかもしれないので、地域分布は必要かなと思ったのですけれども、47%の回答を10に割ってしまうのは、データの的にちょっと苦しいですか。もし違いが出たら面白いですよね。

(事務局)

県で実施している広報課の県民意識調査では、大体1地域最低500のオーダーがないと地域差が出ないと言われておりまして、全体としての数が若干足りないという気がしておりますので、どれだけ有意義なデータが出せるのか、どれほど確かなものが出せるのかというのが若干不安があります。

(会長)

やってみて、面白い数字が出れば入れて、面白くなければ入れなければよいと思います。

(委員長)

あるいは海岸部とか、山間部という分け方もひとつあるかもしれませんね。

今の話と関係があるのですが、検証と年次報告の関係をご指摘いただければ、書き込めるのではないかと思います。

(C委員)

検証で、県民がどれだけ認識したかということと、県民が知ってどれだけ活動に取り組んだかということは、私は大きく違うと思うんです。県民だよりで、参画と協働をずっと書いていて、それで参画と協働を知らないとすれば、兵庫県民の意識は高くないといわざるを得ない。兵庫県の広報誌を読んでおられる県民は、少なくとも言葉の意味は知っておられると思います。ただそれが、自分自身の行動にどう結びついているか、自分自身の公的な活動に対しての理念を認識しているかどうか、それだけの違いだと思います。だから最初におっしゃったように、私は効果があったと認めるべきだと思います。

(委員長)

この協働というのはどういう意味ですかと聞かれますし、人の本を読むといろいろなことが書いてあります。現在の使われ方と全然違うところからつくられた言葉です。そんなことを知ってらっしゃる人がどれだけいるかですね。

(C委員)

言葉のとおり、参画は、企画する段階に関わって、協働は、ともに働く、その字のとおりみんなが認識していたらそれでいいじゃないですか。私は学者ではないので、難しいことは分かりませんが、ともに働くために、私は何をしたらいいんだろうということから始まります。それでいいと思います。私は今の段階では、それ以上は無理と思います。だからこのアンケート結果は実に正直だと思います。けれども希望を捨ててはいけないと思います。

(委員長)

私も思いがありまして、条例になる前の段階で提案したしくみがあります。しかし、認められないので、とりあえず現在の内容で条例ができました。

教えていただきたいのは、年次報告についてです。非常に詳細なものをつくってらっしゃって、県民の皆さんに公表しているわけなんです。それを使って、検証に変えることはできないのか。年次報告をつくりながら、こういうものを3年に1回つくる必要があるのか、もっと長い期間でやればいいのか、5年ごとにやればいいのか、そのあたりも検証のところで、具体的な変更をする必要があれば変更したらいいと思うのですが。

(事務局)

年次報告についての記載がP11にあります。年次報告は条例第11条に基づきまして毎年作成するものです。毎年実施状況をまとめて、点検をし、さらに今後の施策の推進に活用していくこととしています。したがって、毎年チェックしていくような仕組みがすでに備わっているということです。

(会長)

検証は年次が書いてありましたか。

(事務局)

検証については、附則で、条例施行後3年以内と書いてあります。

( E 委員 )

今回やったらもういいんですよ。

( 事務局 )

そうです。附則の規定はこれで終わってしまいます。

毎年毎年、年次報告を作成しながら、フォローアップを行う形になります。

( 会長 )

この附則が付いたのは、無理して条例をつくったので、不完全であることを分かっている、理念条例にせざるを得ない、したがって3年経ったらというニュアンスがあったんですね。

( E 委員 )

むしろ理念条例であっても3年で、もう1回見直すというニュアンスではないですか。

( 委員長 )

それはそれで構わないですよ。だから成長するというのは、このところに入っているわけで、成長するというのを生かすのであれば、リバイスして付ける必要があるわけです。

( 部長 )

いろいろな取り方があります。我々としては、今までの3年の成果を見てどうかという施策の効果を検証して、おそらく検証した課題について、具体的なもので応えていかなければいけないので、基本的には、先ほど委員長がおっしゃった指針・計画で対応することになります。具体的には、施策の重点をこういうところに移すとか、こういう分野をカバーするとか、そういうもので対応したらいいのではないかと。

条例理念を具体化した指針・計画を検証することが、結果としてそれは、条例の検証にもなります。

それから、せっきくの年次報告ですから、毎年度施策反映をするわけですし、審議会だけでなくいろいろな方の意見を聞きながら、毎年、進化、発展するものだと思っています。そういう意味でも意義があり、大変な量をずっと続けるかは別にして、年次報告は続けていかなければいけないのかと思います。

( C 委員 )

たびたび言いますが、改定したり、削除したり、付け足したりするのはいいですけど、3年間で無くしてしまうというのは、空手形のようなものですので、そのところをお考えください。

( 委員長 )

確かにもういらぬとは言えないですよ。そうだとすれば、3年が5年になってもいいと思いますが、附則のところは残す必要があるのではないかと気がします。

(会長)

そのことも決めないといけませんよね。年次報告に変えてしまうのか。それとも検証した結果、可能性と問題点がぼんやりと見えてきました。これはまだ、この3年でポンと切ってしまったらいかんという立場がありますね。それを年次報告に任ずか検討しなければいけない。

(委員長)

運用について、年次報告をどう位置づけるかというのを一項目おこしていただいているんです。最終的に結論として附則の部分のどうするかということになると思います。

(E委員)

ただ、附則をいじるとなると条例改正ですよね。3年か5年の検証を残す形にするのか。それとも年次報告で対応するかですね。

(部長)

今のままだったら3年で、検証作業をして終わりです。3年は繰り返しません。もともと条例はしょっちゅう改正がありますけれども、何年毎に改正するとか、そういうものはないんです。

(委員長)

これは、もう1回繰り返すこともできるわけですよね。

(会長)

それを付けるかどうかは選択肢の中にありますよね。委員会が決定して、県民生活審議会でご発言されたらできます。それか、年次報告に色を付けた形にするのか。

(E委員)

一番手っ取り早いやり方は、3年か5年ごとの年次報告は、通常の年次報告とは違う形でやって欲しいという県に対する要請で留めておくこともあります。

(部長)

指針・計画の期間と連動させた方がいいと思います。改定する指針・計画の期間はどするのが適当か検討しています。

(事務局)

次は、5年くらいの方がいいかなと思っております。

(E委員)

指針・計画と併せるのは、一つの方法ですよね。今の指針・計画が3年となっているのは、検証が3年となっているから、それに併せたためです。次の指針・計画は、どういうスパンでいくのかは、もう一度考え直さないといけないと思います。その指針・計画の見直しという作業の中で、フォローアップ作業の形でやるというのは一つだろうと思います。

(事務局)

ビジョンとの連動が強いもので、次のビジョンが5年の期間でやろうとしておりますので、5年が一つの目安かなと思います。

(委員長)

ビジョン委員というのは、2年改選なんです。ビジョンと併せるのであれば、5年でなくて、4年の方がいいという気がします。

(事務局)

ビジョンの推進方策は5年ごとにつくられています。確かにおっしゃるとおり活動が2年で途切れる形になりますが、そこでたくさんのOBが生まれてきており、熱意は持っておられる。そういう方と地域とをつないでいくようなものがつくればと思っております。

(部長)

それぞれ県民局で、ビジョンOBとかサポートとか、せっかく培ったこと、A委員がよくいわれますが、連動性をもてるような形にすればいいと思います。

(E委員)

条例ができて3年間、現状はこうなっています、次は指針・計画の見直しで、検証等をちゃんとやっていきましょうという話を、の個別具体の検証結果の前に、いわば検証の概要みたいな形で入れるというスタイルになるんですかね。

(事務局)

P69最後の(3)に、年次報告を作成して、どのような方法でフォローアップしていくのが、項目的に頭出していますので、そのあたりの書き込みを考えています。

(E委員)

検証の課題はしっかりしたものにして、次の指針・計画に反映していく。の検証結果の前に、検証についての現況を踏まえて、2、3枚考え方を入れる方がスタイルとしてきれいですね。

(事務局)

施策の状況を見れば、条例の理念がおかしいとか、条例の組み立てがおかしいとか、そういった結論が、私の中では結びついてこないんです。最終報告の中で、今後の対応の方向みたいなところで、きちっと書き込んでいくことになると思います。

(事務局)

目次を見ていただきましたら、の部分ですね、「未」と書いてあります。我々としては、こういう結果を踏まえて、だからこうなんですよという構成を考えていました。

委員長は、これは主文だから最初に持ってこいと、例えばE委員は、検証結果の前に結論めいたことをしっかりと書くようにというご意見です。

(E委員)

要するに、検証結果を踏まえて、指針・計画で対応しますというサマリーみたいなものを書けばいいと思います。

(部長)

これがいいかどうか分かりませんが、例えば、今の条例はこうで、変える必要がないと書くか、施策の検証をした結果、施策の課題が見つかったので、それのもとになる指針・計画に対応を書くかなどを考えています。それから今後5年くらいは、年次報告を活用しながら、指針・計画の改定期にあたって見直すのかを、整理すればどう捉えるか分かると思います。今、空中戦みたいになっていますので、具体的に検討したいと思っています。

(会長)

理屈で言うと、条例を書き換える必要はないという文面は、入れて欲しくはありません。

(委員長)

たくさんのご意見をいただいたんですが、今までにいただいたご意見で、次の段階へ進めますか。大丈夫ですね。もしも、まだお聞きになっていないところがあれば、皆さんに個別に連絡をとっていただいて、次の第3回専門委員会用の最終案をつくっていただくという作業をこれからすすめていただきたいと思います。委員のみなさんもそのあたりはよろしく願いいたします。どうも貴重なご意見ありがとうございました。

これをもって、第3回目の会議を持ちたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、事務局のほうにお返しします。

(事務局)

熱心なご討議ありがとうございました。今日何点かいただいた宿題につきましては、私どもなりに作業を進めまして、その結果、途中で一度ご報告するなり、意見照会をさせていただく中で、まとめていきたいと思っております。

委員長からも予定をお話しいただきましたが、次回の委員会は、最終報告の案と、最終報告を受けての指針・計画の改正案を併せてご議論いただきたいと思いますと考えております。

それでは、最後に部長の方から、閉会のご挨拶を一言申し上げます。

(部長)

委員の皆様には、いろいろとご配慮のある発言をいただきまして、誠に恐縮でございます。冒頭に委員長も言われましたように、よりよいものにしていきたいという観点から、12月の最終報告に向けて、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

閉会

## G 委員からの意見

### 1 ビジョン委員の継続的な活動支援

ビジョン委員の活動の中には、委員の任期期間中だけになって終わってしまうものもある。また、県民局側も県事業と連携させる努力が見られないものもある。今後、これらの活動を継続させることや、県民局事業とつなげていく工夫が必要である。

### 2 県職員のコーディネート能力の向上

そのためにも、参画と協働のノウハウの習得、特に県民とのコミュニケーション能力やコーディネート能力の向上が必要である。

### 3 教育・訓練のしくみ

最近、学会で導入が進んでいる CPD (Continuing Professional Development : 継続的な訓練プログラム) のようなものを、県職員対象に導入してみてもどうか。研修を受ければ ポイント、フォーラムに参加すれば ポイントなどのようにポイントを重ねていくしくみである。造園企業の社員が、例えば中瀬講座を履修すれば、造園学会 2 ポイントとなり、そのようなポイントを持った職員が何人いるというようなことが PR できるしくみである。将来的には、生涯学習に広げてもおもしろい。

いずれにしても、参画と協働を担う「人材(県民、県職員とも)」が重要である。

### 4 パワーアップ事業の評価

パワーアップ事業を通じて、活性化した事例を集めて、県民自らがその評価を行うことが必要である。この事業を継続させるためには、県民が声を上げることが何よりも重要である。

### 5 支援情報のパッケージ化への危惧

同種の支援情報が一目で分かると、単純に整理・統合という話につながらないか危惧する。支援施策の有効性を評価するしくみが必要ではないか。